

令和6年4月26日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 有限会社 フォワード
業者の住所 : 大阪府岸和田市山直中町574番地
- 指名停止措置期間 : 令和6年4月26日から令和6年7月25日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(有)フォワードは、令和6年3月12日開札の木曽川下流河川事務所発注「令和6年度庁舎清掃業務(木曽下)」の一般競争入札において、落札決定後に入札金額の誤記入により契約を辞退した。
- 指名停止措置理由
(有)フォワードが、落札決定後に契約辞退を申し出たことは、契約の相手方としての信頼関係を損なう行為であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長 橋本 俊也 課長補佐 岡崎 友紀	電話番号 (052) 953-8138
----------	------------------------------	---------------------